
中学校部活動の地域移行に関する一考察

教員が担う部活動指導の意義を踏まえて

帝京大学教育学部教育文化学科 高田彬成

[要約]

近年、中学校における部活動が学校主体から地域主体に移行されつつある。しかし、部活動は学校教育の一環であるため、指導にあたる人材は教育活動に携わる責任感と資質を兼ね備えていなければならない。地域における人材の確保が急務となるが、適切な指導者の不足や保護者の金銭的負担増など、部活動運営の質を担保するほど課題も大きい。一方、部活動指導に大きな教育的意義や働き甲斐を感じている現職の教員がいたり、部活動指導に魅力を感じ、就業の動機の一つとするこれから教員を目指す学生等もいたりするのも事実である。本稿では、教員の働き方改革の一つとして中学校においてもフレックスタイム制を導入し、引き続き教員も部活動指導に従事できる方策等について検討する。

1 目的

中学校で行われる部活動については、中学校学習指導要領総則において、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。」と示されてい

るべく。のことから、部活動は、教育課程外の位置付けではあるものの、教育的意義は大きいため、地域との連携を図りつつ、学校教育の一環として持続可能な手立てを講じつつ実施することが求められていると捉えることができる。

我が国においては、各学校の部活動に必ず顧問教員が配置され、その献身的な支えにより、各学校での充実した活動が展開されてきた。その活動は、単に体力や技能の向上を図る目的以外にも、同学年や異年齢との交流を通して、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図るなど、教育課程外の学校教育活動の多様な学びの場として、教育的意義を果たしてきた。

一方、少子化が進展する中、学校規模の縮小とともに各学校に配置される教員数の減少も相まって、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなってきており、学校や地域によっては存続そのものが厳しい状況にあることも現実的な課題である。また、自身の専門性や意欲にかかわらず教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、教員の働き方改革が進む中、一層の困難に直面するのも事実である。さらに、部活動指導の時間と労務に見合う手当が十分ではなく、サービス残業やボランティア活動のように捉えられてきたことも大きな課題と言わざるを得ない。生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、従前までの部活動の在り方を見直し、持続可能な仕組みを整備する必要があることは明らかである。

こうした課題に対しスポーツ庁及び文化庁では、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合・改定し、新たに「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)を策定した。ガイドラインには、教員の部活動関与について法令等に基づいた業務改善や勤務管理、部活動指導員や外部指導者の確保、事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶、週当たり2日以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）、部活

動への強制的加入の根絶等が示された。また、部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方について示すとともに、まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進すること、地域クラブ活動が困難な場合は合同部活動の導入や部活動指導員等により活動機会を確保すること、令和5～7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すこと等が示された。さらに、大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直すとともに、できる限り教員が引率しない体制を整備すること、運営に係る適正な人員を確保すること、全国大会の在り方を再検討すること等、大会等の在り方についての見直しについても示された。²⁾

部活動の運営に地域が協力・参入することに異論はない。ガイドラインの策定により、学校設置者である地方公共団体が進めるべき施策が明確になり、部活動の担い手が学校から地域に段階的に移行していくことは必然となることが想定される。しかし、部活動が「学校教育が目指す資質・能力の育成に資するもの」¹⁾と明言する学習指導要領総則の趣旨を踏まえるのであれば、地域がその担い手となることに少なからず疑問を感じるのは筆者だけであろうか。地域にも様々な優れた指導者がいることは確かであろうが、段階的とはいえ全ての地域で優れた指導者を確保し、教員が担ってきた部活動指導と同等またはそれ以上の成果をもって部活動を展開することは果たして可能だろうか。地域移行の視点ばかりに目を向けるのではなく、従前どおり教員が担えるようにするための新たな仕組みを構築することも重要ではないだろうか。

そこで本稿では、教員の働き方改革逆行せずに従前どおり部活動を教員が主体となって担うための一考察を目的として論ずる。

2 序論

教員が主体となる部活動の運営について検討するにあたり、モデルと

なる中学校を想起することから始めることとする。

2.1 中学校の教員定数と教員が担う授業時間数

各学校に配置される教員定数と教科指導の時間数について整理する。

まず、各学校に配置される教員数については、義務標準法第6～8条に規定されており、在籍する生徒の人数に応じた学級数（以下、「学校規模」という。）により算出方法が定められている。例えば、学校規模が最小である3学級の場合、校長1、副校長・教頭0.5、教科担任7.5の合計9名となり、養護教諭1名を加えた10名が基礎定数となる。実際には、この定数に学校規模や生徒の実態等に応じて児童生徒支援加配や特別支援教育加配などが加算される³⁾。

次に、中学校における各教科の授業時数については、学校教育法施行規則第73条により、表1のとおり定められている⁴⁾。

＜表1 中学校各教科等の標準時数＞

| | 第1学年 | 第2学年 | 第3学年 |
|--------|------|------|------|
| 国語 | 140 | 140 | 105 |
| 社会 | 105 | 105 | 140 |
| 数学 | 140 | 105 | 140 |
| 理科 | 105 | 140 | 140 |
| 音楽 | 45 | 35 | 35 |
| 美術 | 45 | 35 | 35 |
| 保健体育 | 105 | 105 | 105 |
| 技術・家庭 | 70 | 70 | 35 |
| 外国語 | 140 | 140 | 140 |
| 道徳 | 35 | 35 | 35 |
| 総合的な学習 | 50 | 70 | 70 |
| 特別活動 | 35 | 35 | 35 |
| 合計 | 1015 | 1015 | 1015 |

各学校においては、学校規模等によって定められた教員定数を起点とし、教科指導の時間数に応じて必要となる教科担当教員及び各学校の実情に応じた加配教員が配置される。

2.2 平均的な学校規模と教員数

文部科学省が毎年実施する学校基本統計調査（以下、「調査」という。）によると、令和5年5月1日現在、全国の中学校9,944校（義務教育学校を含まない）の在籍生徒総数は3,177,508人である。このことから、1校当たりの平均生徒数は約320人となる。また、中学校の教職員数（義務教育学校を含まない）は、247,485人であるため、調査を根拠とする1校当たり平均教員数は24.9人（校長、副校長・教頭、養護教諭等を含む）となる⁵⁾。

一方、仮に生徒数320人の学校規模であったならば、特別支援学級を想定しない場合は9学級となるため、義務標準法が定める教員定数（以下、「定数」という。）は18人であり、調査をもとにした平均教員数より約7人少ない。この差については、前述した通り、実際の学校現場においては、定数を最低基準とし、学校規模や教員構成、生徒の実態等に応じて児童生徒支援加配、特別支援教育加配、指導方法工夫改善加配、主幹教諭加配などの加配があるために生じたものと推察される。

調査を根拠とした1校あたりの平均教員数（24.9人）には、校長、副校長・教頭、養護教諭等も含まれる。校長や副校長、養護教諭が部活動の顧問を担当できないことはないが、本稿では便宜上、調査を根拠とした学校規模における部活動顧問可能教員数を20人と仮定したい。

2.3 授業時間数から算出される教科担任教員の人数

各学校における教科担当教員数は、生徒の授業時間数により変動する。調査を根拠とした3学年各3学級の学校規模で、各学年の各教科等の時間数と教科担任の必要人数を算出すると、表2のとおりとなる。

この試算を踏まえ、調査を根拠とした学校規模に準じる各教科教員は、国語科・数学科・理科・英語科が各3人（以下、「国A、国B、国C、数A、数B、数C、理A、理B、理C、英A、英B、英C」とする。）、社会科・保健体育科が各2人（以下、「社A、社B、体A、体B」とする。）、音楽科・美術科・技術科・家庭科が各1人（以下、「音、美、技、家」とする。）

という構成が想起される。

＜表2 中学校各教科等の標準時数＞

| | 第1学年 | 第2学年 | 第3学年 | 必要人数 |
|--------|------|------|------|------|
| 国語 | 12 | 12 | 9 | 3 |
| 社会 | 9 | 9 | 12 | 2 |
| 数学 | 12 | 9 | 12 | 3 |
| 理科 | 9 | 12 | 12 | 3 |
| 音楽 | 3.9 | 3 | 3 | 1 |
| 美術 | 3.9 | 3 | 3 | 1 |
| 保健体育 | 9 | 9 | 9 | 2 |
| 技術 | 3 | 3 | 1.5 | 1 |
| 家庭 | 3 | 3 | 1.5 | 1 |
| 外国語 | 12 | 12 | 12 | 3 |
| 道徳 | 3 | 3 | 3 | 学級担任 |
| 総合的な学習 | 4.2 | 6 | 6 | 学級担任 |
| 特別活動 | 3 | 3 | 3 | 学級担任 |
| 合計 | 87 | 87 | 87 | 20 |

2.4 各学年・各学級の時間割の例

調査を根拠とした平均的な中学校の時間割を次のとおり例示する。中学校の年間標準時数（1015時間）を年間授業週数（35週）で割ると、1週当たり29時間となり、平日5日間では5校時が1日と6校時が4日となる。部活動を行わない曜日を水曜日と定め、水曜日を5校時までとすれば、6校時の時間は校内会議や生徒指導の時間に充てることができる。

3 本論

モデルとする学校規模等の設定を踏まえ、教員の働き方改革の一考察として、学校フレックスタイム制を導入した就業環境の整備について論じることとする。

3.1 モデルとする学校の勤務体系

学校の授業開始時刻を8時30分とし、1校時8:30～9:20、2校時9:30

～10:20、3校時10:30～11:20、4校時11:30～12:20、昼食及び休憩12:30～13:20、5校時13:30～14:20、6校時14:30～15:20とし、15:30に下校又は部活動開始とする。

職員の出勤時刻と退勤時刻は、表3に示す4パターンとする。

<表3 フレックスタイム制における教員の出退勤時刻>

| 勤務パターン | 出勤時刻 | 退勤時刻 |
|--------|--------|--------|
| I | 7時15分 | 16時00分 |
| II | 8時15分 | 17時00分 |
| III | 9時15分 | 18時00分 |
| IV | 10時15分 | 19時00分 |

1校時から授業を担当するのは、IまたはIIの教員とし、IIIは2校時から、IVは3校時以降の授業を担当する。この仕組みで、運用できるよう時間割を組んだのが表4～表6である。

<表4 第1学年3学級の時間割の例>

| 1組(担任:国A) | | | | | | 2組(担任:理A) | | | | | | 3組(担任:数A) | | | | | |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|-------------|--------|--------|--------|--------|---|-----------|--------|--------|--------|--------|--|
| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | |
| 1 A | 国 A | 数 A | 理 A | 英 A | 総 | 理 A | 国 A | 英 A | 英 A | 英 A | 総 | 道 A | 理 A | 国 A | 数 A | 総 | |
| 2 A | 理 A | 国 A | 数 A | 理 A | 社 A | 国 A | 理 A | 国 A | 数 A | 英 A | A | 英 A | 数 A | 理 A | 国 A | 数 A | |
| 3 A | 体 A | 英 A | 国 A | 数 A | 数 A | 社 A | 数 A | 社 A | 音 A | 理 A | A | 国 A | 体 A | 数 A | 社 A | 英 A | |
| 4 A | 社 A | 体 A | 社 A | 国 A | 英 A | 体 A | 音 A | 数 A | 美 A | 数 A | A | 理 A | 英 A | 英 A | 体 A | 社 A | |
| 5 A | 英 A | 技 家 | 特 | 体 A | 音 A | 技 家 A | 体 A | 特 | 国 A | 道 A | A | 体 A | 音 A | 特 | 音 A | 技 家 | |
| 6 音 | 音 A | 技 家 | | 道 | 美 | 技 家 A | | 体 A | 社 A | A | | 社 A | 国 A | | 美 | 技 家 | |

第1学年の教員団は、国A、社A、数A、理A、英A、技とし、国A、数A、理Aを学級担任、社A、英A、技を学級副担任とする。

<表5 第2学年3学級の時間割の例>

| 1組 (担任:数B) | | | | | | 2組 (担任:理B) | | | | | | 3組 (担任:国B) | | | | | |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|------------|--------|--------|--------|--------|--|------------|--------|--------|--------|--------|--|
| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | |
| 1 B | 数 B | 理 B | 数 B | 総 B | 英 B | 理 B | 英 B | 国 B | 木 | 金 | | 国 B | 数 B | 英 B | 総 B | 理 B | |
| 2 B | 理 B | 英 B | 英 B | 総 B | 理 B | 道 B | | 数 B | 総 B | 数 B | | 英 B | 国 B | 社 B | 総 B | 道 B | |
| 3 B | 国 B | 体 B | 技 家 | 理 B | 音 | 美 B | 国 B | 英 B | 英 B | 技 家 | | 数 B | 技 家 | 音 | 国 B | 数 B | |
| 4 B | 美 B | 国 B | 技 家 | 体 B | 数 B | 国 B | 体 B | 理 B | 社 A | 技 家 | | 体 B | 技 家 | 美 | 数 B | 国 B | |
| 5 B | 体 B | 社 A | 特 | 国 B | 社 A | 社 A | 理 B | 特 | 体 B | 国 B | | 社 B | 体 B | 特 | 英 B | 英 B | |
| 6 B | 英 B | 道 | | 社 A | 国 B | 体 B | A | | 理 B | 音 | | 理 B | 理 B | | 体 B | 社 B | |

第2学年の教員団は、国B、数B、理B、英B、音、体Bとし、数B、理B、国Bを学級担任、英B、音、体Bを学級副担任とする。

<表6 第3学年3学級の時間割の例>

| 1組 (担任:社B) | | | | | | 2組 (担任:英C) | | | | | | 3組 (担任:理C) | | | | | |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|------------|--------|--------|--------|--------|--|------------|--------|--------|--------|--------|--|
| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | |
| 1 B | 社 C | 理 C | 英 C | 理 C | 総 | 英 C | 社 B | 理 C | 英 C | 総 | | 理 C | 英 C | 社 B | 社 B | 総 | |
| 2 C | 理 C | 英 C | 数 C | 英 C | 総 | 社 B | 理 C | 英 C | 理 C | 総 | | 英 C | 社 B | 理 C | 数 C | 総 | |
| 3 C | 数 C | 社 B | 国 C | 音 | 理 C | 理 C | 数 C | 社 B | 体 A | 社 B | | 社 B | 理 C | 美 | 体 B | 数 C | |
| 4 C | 道 | 美 | 体 A | 社 B | 社 B | 数 C | 技 家 | 体 B | 国 C | 数 C | | 国 C | 数 C | 音 | 理 C | 国 C | |
| 5 C | 英 C | 数 C | 特 | 国 C | 体 A | 国 C | 美 | 特 | 音 | 体 A | | 数 C | 国 C | 特 | 英 C | 体 B | |
| 6 C | 国 C | 体 A | | 技 家 | 数 C | 道 | 国 C | | 数 C | 英 C | | 道 | 体 B | | 技 家 | 英 C | |

第3学年の教員団は、国C、社B、数C、理C、英C、体Aとし、社B、英C、理Cを学級担任、国C、数C、体Aを学級副担任とする。

3.2 学校フレックスタイム制

文部科学省発出の「学校における働き方改革に関する取組の徹底につ

いて（通知）**「6」**（以下、「通知」という。）においては、教員の働き方改革の推進については、勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進を図ること、学校及び教師が担う業務の明確化・適正化を図ること、学校の組織運営体制の在り方を見直すこと、学校における働き方改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ等を進めることの4項目について、国の方針等が明示されている。

通知では、教員の適正な勤務時間を保証することの必要性とともに、民間企業等と同様に就業者の勤務時間を適正に管理することが重要であること等が明確に示されているが、学校フレックスタイム制導入など、教職員の勤務時間を柔軟にするなどの具体的な方策等には触れていない。

そうした中、横浜市では2021年4月より全ての市立学校の教職員を対象にフレックスタイム制度を試行実施する取り組みが始まられているなど、教員の働き方について、各自治体独自の改善が進められている。

4 結果

モデルとした4つの勤務パターンのうち、各学級の時間割を意図的に調整することにより、例えばⅠに国A、数A、理B、英C、Ⅱに国B、社B、数B、理A、理C、英A、Ⅲに社A、数C、英C、Ⅳに国C、体A、体B、音、美、技、家の教員を配置し、教科等の指導を実施することができる。このうち、ⅠとⅡの教員については、時間割作成上の特段の配慮の必要は想定されない。

のことから、学校フレックスタイム制を実現することを念頭に、学級担任の決定や各教科等の時間割を設定することは可能であると捉えることができる。

学校フレックスタイム制を導入にすることにより、勤務時間内に部活動の指導に従事できる教員を複数（モデル上は教員人数の半数程度）配置できることになり、時間外勤務の解消につながるものと考えられる。

5 考察

中学校において、学校フレックスタイム制を導入することについては、学校規模や教員配置の実情、地域の実態等により一様ではないが、大きく次の点について留意することが必要であると考える。

5.1 学校フレックスタイム制を導入する利点

学校フレックスタイム制を導入する利点として、主に次の3点について述べる。

第1に、勤務時間内に放課後の部活動を指導できる教員（勤務パターンⅢまたはⅣの教員）が一定数確保することができる点である。平日の部活動指導を教育の一環としてできる限り勤務時間内に保証していくことが重要である。また、土日などの勤務時間外の扱いについては、従前どおり時間外手当を支給することになるが、平日の時間外勤務時間が短縮されるため、超過勤務時間の短縮につながる。

第2に、朝練習を計画する部において、勤務時間内に部活動を指導できる教員（勤務パターンⅠの教員）が確保することができる点である。特に、運動場や体育館で複数の部活動で活動場所が重なる運動部においては、始業前の時間を分散して活用することは有効である。始業前の活動を想定する部活動に勤務パターンⅠの教員が顧問または副顧問となつていれば、勤務時間内での部活動指導が可能となる。

第3に、教員の多様な働き方に対応することで、ワーク・ライフ・バランスの実現に寄与することができる点である。例えば子育て世代で朝、子供を保育園や学校に送り出してから遅めに出勤したい教員や、逆に朝早くてもよいので、午後は早めに退勤したい教員が、自身の都合に合わせて勤務パターンを決めることができる。また、部活動指導に教員としての使命感を感じ、放課後もじっくりと生徒と関わりたい教員は、ⅢまたはⅣの勤務パターンを選ぶようにすれば、部活動指導による超過勤務を軽減することができる。

5.2 学校フレックスタイム制を導入する課題

学校フレックスタイム制を導入するうえでの課題として、主に次の3点について述べる。

第1に、教員の希望のみを優先しようとすると、時間割の編成や学校運営に支障をきたしてしまう点である。勤務パターンIを希望する教員が多数の場合、生徒の時間割の編成には問題は生じないが、放課後に会議や職員間の打合せを設定する場合は全て時間外勤務となったり、放課後の部活動を担当する教員の確保が難しくなったりすることが想定される。一方、勤務パターンIIIまたはIVを希望する教員が多数の場合、1・2校時の授業担当者が不足するだけでなく、生徒の登校指導や始業前の健康観察を担う教員が確保できない状況が想定される。そのため、勤務パターンの選択については、学校全体の人数バランスを考慮し、管理職等と相談しながら、教員相互で立案し合うなどの連携を図ることが大切であると考える。

第2に、年度当初に設定した勤務パターンは、各学級の時間割編成と連動しているため、年度途中で変更することが難しいという点である。勤務パターンI・IIの教員は、1・2校時の授業を担当することが多いため、III・IVにシフトするには時間割の再編成が必要となる。一方、勤務パターンIII・IVの教員がI・IIにシフトしようとした場合、時間割には影響がない反面、放課後の部活動担当等の変更は避けられない。月ごとに希望シフトを出せるような職場や職種と異なり、融通が利きにくいいのが学校現場の実情である。

第3に、全職員が一堂に会して行う打合せや会議、各教科担当者や学年担当教員が集まる時間の確保に工夫が必要になるという点である。例えば緊急の打合せが必要となった場合、教員全員が同じ勤務形態であれば、8：15に職員室で一斉に集まることができるが、学校フレックスタイム制下では叶わない。そのため、従来までの職員集合型の連絡方式ではなく、電子機器を利用したメール配信やチャット、オンライン掲示板等を活用した会議や打合せ等の連絡体制を確立する必要がある。どうし

ても全員の参集が必要な事項や、オンラインでの連絡には不都合な状況が生じた際は、昼食・休憩の時間を活用することが想定される。学校フレックスタイム制下においては、もしもの事態を想定し、予め昼休みの時間を長めに設定しておくことにも留意したい。

6 結論

前出のガイドラインでは、教員に頼らない地域主体の部活動指導の在り方についての方針を示しているが、本稿では敢えて従前どおりできる限り教員が部活動指導を担うための方策の一つとして、学校フレックスタイム制の導入の可否について検討した。

学校フレックスタイム制下では、各教員のワーク・ライフ・バランスの尊重と校内における役割分担を考慮しつつ、教員団の勤務形態を調整し、勤務パターンⅢ及びⅣの教員を一定数（設定する部活動の数にもよるが、概ね各部に1人以上配置できる人数）確保できれば、平日は勤務時間内での部活動指導が可能となる。一方で、土日などの休日の部活動指導の在り方や専門外の部活動を担当する教員の問題等については、本稿においては課題の解決には至っていない。

しかし、学校設置者である各教育委員会の承認及び地域や保護者の理解と協力を得て、まずは多くの中学校で試行的に取り組み、運営上の課題等を共有しながら、よりよい学校フレックスタイム制の検討が進むことを願う。生徒を中心に据えつつも、教員の働き方改革を加味し、学校部活動の運営方法を検討する一考察として、学校フレックスタイム制を推奨したい。そのためにも、学校が担う部活動指導の意義や価値を再認識するとともに、教員団のさらなる相互理解と協力体制を構築し、教員、保護者、生徒のウェルビーイングにつながる部活動運営に期待したい。

[引用文献]

- 1 中学校学習指導要領（平成29年3月告示）第1章総則第5の1 ウ

- 2 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁・文化庁 令和4年12月）
- 3 義務標準法第6～8条「小中学校等教職員定数の標準」
- 4 学校教育法施行規則第73条に規定する別表第2
- 5 令和5年度学校基本統計（文部科学省 令和5年12月20日）
- 6 学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）（平成31年3月18日文部科学事務次官 発出）